

神戸市ペアレントメンター事業実施要綱

令和8年4月1日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害のある子どもの療育経験のある親をペアレントメンターとして養成・派遣し、同じように発達障害の子どもを育てている親に対して、共感的な支援や情報提供を行うことにより、家族支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

(実施主体及び事務局)

第2条 事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、当該事業に係る業務の全部又は一部について、市が適当と認める法人等に委託することができるものとする。

2 事務局は、福祉局障害福祉課に置く。ただし、前項により委託したときは、委託先に置くことができる。

(ペアレントメンター事業調整会議)

第3条 事務局の運営や事業の実施については、ペアレントメンター事業調整会議（以下「調整会議」という。）において協議し、決定する。

(ペアレントメンター養成事業)

第4条 ペアレントメンターを養成するため、ペアレントメンター養成研修「基礎講座」、ペアレントメンター養成研修「応用講座」を実施する。

2 養成研修の対象者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 発達障害のある子どもを養育した経験を有すること。
- (2) 発達障害児・者の親を構成員とする団体（以下「親の会」という。）や児童発達支援センター等からの推薦がある者。または、事務局が認める者。
- (3) 親の会又は市の事業や取組において活動経験がある者。

3 研修の全過程を終了した者に、事務局が修了書を発行する。

(登録及び名簿の管理)

第5条 ペアレントメンターとして活動しようとする者は、神戸市が開催するペアレントメンター養成研修「基礎講座」、ペアレントメンター養成研修「応用講座」を修了していること。

2 ペアレントメンターとして活動しようとする者は、ペアレントメンター登録（変更）申込届（様式1）を事務局へ提出すること。

3 登録したペアレントメンターの情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ届け出ること。

4 ペアレントメンター登録の解除を希望する者は、ペアレントメンター登録解除届（様式2）を事務局へ提出すること。

5 登録は毎年更新するものとし、ペアレントメンター登録更新（休止）届（様式3）を事務局へ提出すること。

(ペアレントメンター派遣事業)

第6条 ペアレントメンターの活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発達障害の啓発や家族支援を目的とした研修・講演会等における経験談等の紹介
- (2) 地域資源についての情報提供
- (3) サポートブックの作成及び活用にかかる助言
- (4) ペアレントトレーニングへの協力
- (5) その他、事務局が認める活動

2 派遣に関する実施手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ペアレントメンターの派遣を希望する機関・団体等（以下「派遣依頼者」という。）は、原則として派遣希望日の2ヵ月前までに、派遣申込書（様式4）を事務局へ提出する。
- (2) 事務局は、派遣するペアレントメンターを調整し、決定したペアレントメンターに派遣依頼書（様式5）により依頼するとともに、派遣依頼者へ派遣決定通知書（様式6）を送付する。
- (3) 活動終了後、派遣依頼者は実施報告書（様式7）を、ペアレントメンターは活動報告書（様式8）を事務局へ提出する。

3 ペアレントメンター活動にかかる交通費は事務局の負担とし、活動終了後に支給する。

(倫理規定)

第7条 ペアレントメンターは、活動を行うにあたり、神戸市ペアレントメンター倫理規定（別紙）を遵守すること。

- 2 ペアレントメンターは、登録の際、誓約書（別紙）を提出しなければならない。
- 3 特に理由がなくペアレントメンターが倫理規定に違反した場合は、市はペアレントメンターの登録を取り消すことができる。

(事務局の役割)

第8条 事務局の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 養成研修の実施及び調整会議の開催
- (2) ペアレントメンター事業の広報
- (3) 養成研修修了者及びペアレントメンターの名簿、活動情報の管理
- (4) ペアレントメンター活動への同行等、ペアレントメンター活動のサポート
- (5) ペアレントメンター事業の派遣先の確保

2 事務局を委託したときは、上記（3）以下は委託先の役割とする。

(その他)

第9条 この要綱のほか、事業の実施について必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。